



瑞浪市産後ケア事業



瑞浪市では、産後も安心して子育てができるよう、産後のママと赤ちゃんに対し、産後ケア事業を実施しています。宿泊型・通所型・訪問型の3タイプがあります。ご家庭の状況に合わせてご利用ください。いずれも事前申請が必要です。

内容 ●授乳相談、乳房ケア、育児相談、ママの健康管理
●沐浴指導、赤ちゃんの発育状況の確認 など

宿泊型（お泊り） 産科に宿泊するタイプです。食事がついています。

医療機関	市立恵那病院（恵那市）	公立東濃中部医療センター（土岐市）	ローズベルクリニック（可児市）	中西ウィメンズクリニック（多治見）
利用できる期間	生後4か月未満の赤ちゃん ※ローズベルクリニックのみ生後1か月未満の赤ちゃんまで。			生後3か月未満の赤ちゃん
利用時間	10時から翌日の15時	10時から翌日の15時	10時から翌日の17時	10時から翌日の16時
利用料（1泊2日）	6,000円	6,000円	4,400円	5,000円
備考	赤ちゃんと同室になります。	赤ちゃんを別室でお預かりできます。		

通所型（通い） 産科に出かけるタイプです。

医療機関	塚田レディースクリニック（瑞浪市）	公立東濃中部医療センター（土岐市）
利用できる期間	生後5か月頃までの赤ちゃん	生後4か月未満の赤ちゃん
利用時間	火曜日または金曜日の13時から17時	月曜日～金曜日の10時から17時まで
利用料	1,800円 双子：2,300円	1,500円
食事	なし	あり
備考	●ママの休憩時間中は、赤ちゃんを別室にてお預かりできます。	●ママの休憩時間中は、赤ちゃんを別室にてお預かりできます。

訪問型（訪問） ご自宅に訪問するタイプです。

●岐阜県助産師会に所属する助産師がご自宅に訪問して、ケアを実施します。

利用できる期間	産後1年未満のママと赤ちゃん
利用できる時間	1回あたり2時間程度
利用料	1,000円

●●注意事項●●

- ①医療的な管理が必要な場合は、利用できません。
- ②利用料は直接医療機関にお支払いください。非課税世帯は利用料の減免があります。
- ③上のお子さんの託児には対応できません。
- ④利用できる日数の上限は各7日です。
- ⑤流産・死産された方も利用できます。

申込み・問合せ先 瑞浪市役所こども家庭課（保健センター内） 電話 0572-68-9210



利用の流れ



～赤ちゃんが生まれたら～

宿泊型・通所型の場合

①産後ケア事業利用申請書を、こども家庭課へ提出します。

申請書は、出生届の手続きの際に、こども家庭課でお渡します。

②利用に向けて、利用する医療機関に提供する情報（出産時の様子、児の様子、産後ケアで受きたい内容等）を確認します。

③利用希望日での利用が可能であれば、利用決定通知書を受け取ります。

④利用決定された日に、お出かけください。

⑤利用料は、直接医療機関にお支払いください。

訪問型の場合

①②③は、宿泊型・通所型と同じですが、2回目以降の利用については、直接訪問する助産師と日時を決めることができます。

④訪問を受ける。

⑤利用料は、直接訪問した助産師にお支払いください。

お願い

①利用をキャンセルされる場合は、利用日前日の15時までにこども家庭課(0572-68-9210)に電話してください。

土日祝日の場合は、医療機関に直接連絡してください。

②感染症が疑われる場合は、利用を控えてください。

③利用する医療機関のご案内を一読し、必要なものは、各自準備してください。

～赤ちゃんが生まれる前から利用を決めておきたい～

計画的に利用申請書を提出することも可能です。

詳しくは、こども家庭課へお尋ねください。

